

令和 4 年度 ミニ大通周辺地区まちづくり推進業務に係る公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 4 年（2022 年）11 月 11 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課
電話 (011) 211-2545

2 公募型企画競争（プロポーザル方式）に付する事項

(1) 業務名

令和 4 年度 ミニ大通周辺地区まちづくり推進業務

(2) 業務内容

- ア 基本情報の収集・整理等
- イ 地域関係者の意見及び意向の把握並びに整理
- ウ 地域まちづくりの検討に向けた意見交換会等の企画・運営
- エ 地域まちづくりの事業計画の提案（ロードマップなど）

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 24 日（金）まで

3 参加資格

企画提案方式による応募を行う時点において、札幌市競争入札資格者名簿に登録され、かつ、以下の要件をすべて満たした者。

なお、複数者が協力して参加することも可とし、その場合、(4)～(6)については、構成員のいずれかが参加資格要件を満たせばよい。また、契約については、契約の相手方は代表者（構成員のいずれか 1 者）とし、他の構成員は協力者となる。

- (1) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 札幌市競争入札資格者名簿において、大分類が「建設関連サービス業」又は「一般サービス業」に登録されている者であること。
- (5) 国又は地方公共団体が発注したまちづくり計画の調査、策定等に関する業務を履行した実績があること。
- (6) エリアマネジメントなどの地域主体のまちづくり活動に係る企画、調査、支援などの実績があること。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年 2 月 26 日条例第 6

号) 第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者ではないこと。

4 手続等

(1) 提案説明書等の交付

令和 4 年 11 月 11 日 (金) から札幌市まちづくり政策局都市計画部都市計画課ホームページにて公開。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

持参または郵送 (特定記録、期限必着) とする。

イ 提出期間

令和 4 年 11 月 11 日 (金) から令和 4 年 12 月 2 日 (金) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。

受付時間は 8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。

ウ 提出場所及び送付先

上記 1 のとおり。

5 選定方法

「令和 4 年度 ミニ大通周辺地区まちづくり推進業務企画競争実施委員会」(以下、実施委員会という。)において審査を行い、企画提案者の中から最も優れた者を選定する。

(1) 一次審査

企画提案書等による書類審査を行い、最終審査 (プレゼンテーション審査) を行うことができる企画提案者を選定する。

ただし、応募件数が 3 者以下の場合は、一次審査を省略し、すべての企画提案者を事前審査通過とする。

(2) 最終審査 (プレゼンテーション審査)

一次審査を通過した企画提案者に対し、プレゼンテーション審査を実施する。

6 その他

(1) 以下の場合には、選定委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者

イ 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

(2) 詳細は提案説明書による。